

# 仕 様 書

1 件 名 大和郡山市学校給食センターで使用する都市ガス供給

## 2 供給施設等の概要

項 目 名	施 設 別	
(1) 施設名称	大和郡山市小学校給食センター あすなろ	大和郡山市中学校給食センター おおぞら
(2) 所在地	大和郡山市高田町347番地1	大和郡山市矢田町4563番地1
(3) ガスの種類	都市ガス13A	
(4) 供給熱量	一般ガス導管事業者が定める一般ガス小売託送供給約款による。	
(5) 対象メーター	中圧ガス350号 中圧ガス125号 低圧ガス 40号	中圧ガス350号  低圧ガス100号
(6) 予定最大時間流量	160m <sup>3</sup> /h	105m <sup>3</sup> /h
(7) 年間予定使用量	154,000m <sup>3</sup>	87,000m <sup>3</sup>
(8) 月別予定使用量	別紙1のとおり	別紙1のとおり

3 供給期間 令和4年6月の定例検針日の翌日から令和6年6月の定例検針日まで

## 4 検針日

計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

## 5 保安

- (1) ガス供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとする。

## 6 単位料金の算出と調整

- (1) 調整後単位料金は、財務省貿易統計の令和3年11月～令和4年1月の公表値の平均原料価格（LNG 83,760円/t、LPG 92,270円/t）を用いて算出し、その算出方法を提示するものとする。なお、石油石炭税等租税課金は、LNG 1,860円/t、LPG 1,860円/tを用いて算出するものとする。
- (2) 調整後単位料金は、令和4年4月1日時点での託送供給料金を用いて算出するものとする。
- (3) 調整後単位料金は、ガス供給者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

## 7 契約金額

契約は単価契約とし、契約単価は、入札書、内訳書、提示された算出方法、及びガス供給者が定める供給約款、供給条件等により算出された金額で、大和郡山市が同意した金額とする。

## 8 支払方法

ガス供給者は、ガス料金の算定後、速やかにその代金の請求を各施設所管課に毎月行うこととし、大和郡山市は、ガス供給者が定める供給条件等の規定に基づきその代金を支払うものとする。

## 9 秘密の保持

ガス供給者は、業務上知り得た情報並びに事項については、他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。

## 10 その他

(1) 入札書を提出する際に、別紙2内訳書を併せて提出するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、ガス供給者の定める約款や供給条件等の規定によるものとし、それ以外の事項は、協議のうえ決定するものとする。